

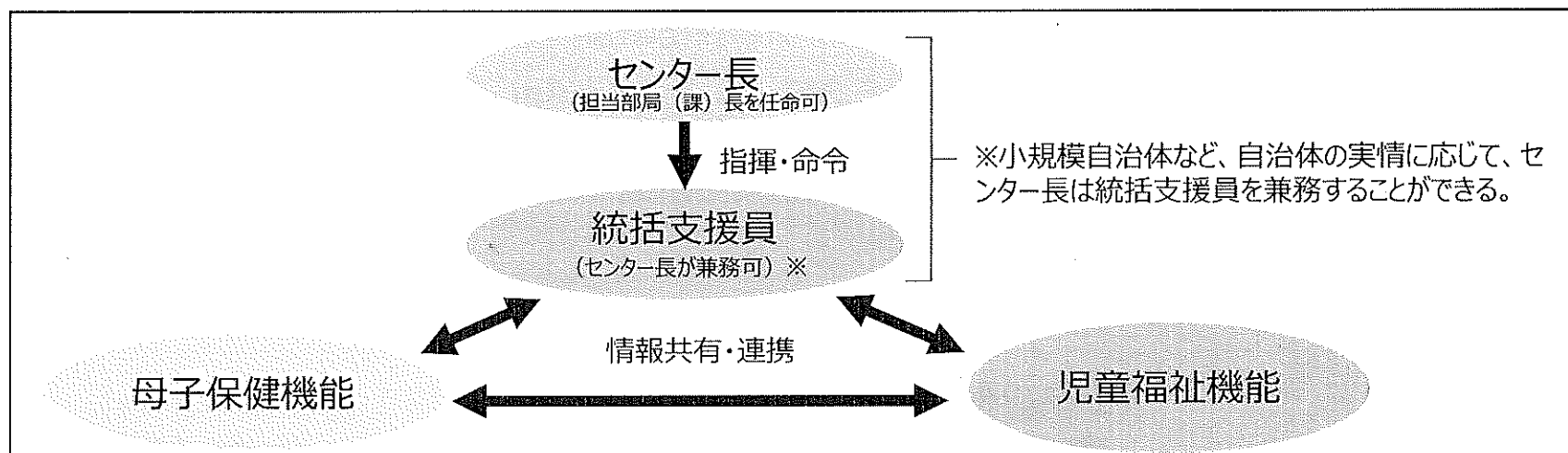
こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

